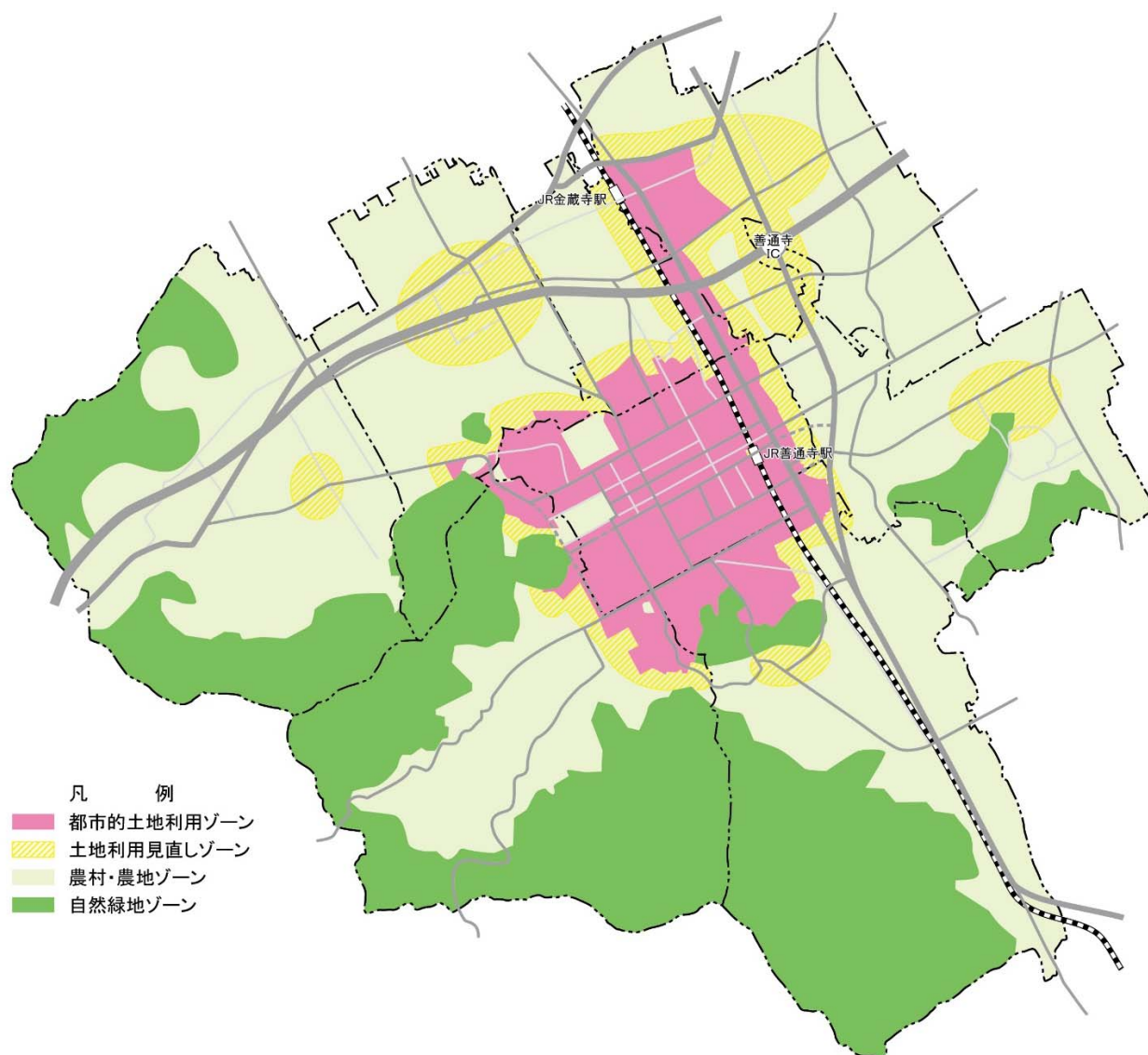


第5章 部門別の方針

5-1. 土地利用・市街地開発・産業の方針

土地利用・市街地開発・産業の方針として、「地域の活力を生み出す拠点・産業基盤の形成」、「日常の暮らしを豊かにする住環境の整備」、「開発の誘導・抑制」、「土地利用の見直し」に取り組みます。

下記に示す方針図は、各地区の土地利用の方向性を示しています。特に土地利用見直しゾーンについては、用途地域縁辺部あるいは各エリアの拠点となりうる場所であるにも関わらず、農業を前提とした土地利用施策となっていることから、用途地域の拡大などの地域地区の検討を進めることが求められます。



(1) 地域の活力を生み出す拠点・産業基盤の形成

地域の活力を生み出す拠点・産業基盤の形成として、都市機能の誘導、商業環境の整備、工業環境の整備、6次産業化を、推進します。

施策	担当課
① 都市機能の誘導	
○立地適正化計画に基づく都市機能の誘導 ・中心市街地を含む都市機能誘導区域は、行政、商業、医療、子育て・教育、文化・交流の各機能を誘導施設と位置づけています。これらの施設を誘導するだけでなく、既存の施設を外に出さないよう、維持誘導に努めます。	土木都市計画課
○生活に必要な商業機能や医療・福祉機能の整備・充実 ・エリア拠点や地域拠点に定める場所については、地域に密着した商業空間の維持や日常生活に必要な医療・福祉施設の集積を促進します。	土木都市計画課
② 商業環境の整備	
○既存の商業集積の機能更新や大型店舗の立地抑制 ・赤門筋や京町、中通りなどは、既存の商業集積を活かした適切な機能更新を図り、大型店舗の立地を抑制します。	土木都市計画課
○商業環境の整備 ・関係機関と連携を保ちながら、キャッシュレス決済など時代に合った商業環境の促進に努めます。	商工観光課 営業課
○おしゃべり広場の地域商業機能の向上 ・エリアの中間組織であるTMO（タウンマネージメント機関）を軸として、エリアの活性化を支えるとともに、多種多様のニーズに応じた「おしゃべり広場」の商業機能の強化に向けて支援します。	商工観光課 営業課
③ 工業環境の整備	
○企業誘致・工場の集約化 ・既存の工場が立地するJR土讃線の東側や、市街地の周辺部などにおいては、国道319号や国道11号へのアクセス性を活かし、地域活力の向上に向けた企業誘致を行うとともに、工場の集約化などを促進し生産環境の形成を図ります。	商工観光課
○工業・流通拠点の整備検討 ・四国横断自動車道善通寺ICが立地する優位性を活かし、適切に地域地区や地区計画等を活用しながら、工業・流通機能などの新たな産業立地誘導について検討します。	土木都市計画課 商工観光課
④ 6次産業化の推進	
○強い地域商社の形成 ・市内事業者が出口販路となる企業と連携することで、市特産品の商品開発力及び販売力を強化します。	営業課 農林課
○加工等の拠点となる施設整備の検討 ・既存の施設を有効活用して加工場等の拠点施設の整備を検討します。	営業課 農林課

(2) 日常の暮らしを豊かにする住環境の整備

日常の暮らしを豊かにする住環境の整備として、市街地における住宅・住環境の整備、良質な住宅ストックの形成・情報提供の推進、公的住宅の適切な管理・運営を、推進します。

施策	担当課
① 市街地における住宅・住環境の整備	
○区画再編による公共施設用地の確保 ・住宅の密集する地域において、顕著な建て詰め等が発生し、都市のスポンジ化が進行しています。そこで、適切な量の公共施設用地を確保するとともに、ストックの再配分を行いながら、良好な住環境の創出に努めます。立地適正化計画で定められた区画再編の対象街区においては、特に優先的に整備を検討します。	土木都市計画課
○遊休地や空閑地、空き家などの有効活用 ・定住人口を確保するため、低未利用土地等利用指針や低未利用土地等管理指針を策定し、遊休地や空閑地、空き家などの有効活用を図ります。	政策課 土木都市計画課
② 良質な住宅ストックの形成・情報提供の推進	
○地域特性に応じた優良住宅の供給 ・定住人口の確保に向けた持家施策を進めるため、住宅融資制度の活用を図りながら、民間事業者による地域特性に応じた優良住宅の供給を促進します。	土木都市計画課
○住宅におけるバリアフリーの導入支援 ・高齢者や障がい者が安全かつ快適に自宅で生活できるよう、手すりの設置や段差の解消など、住まいのバリアフリー化に向けた支援を行います。	高齢者課 社会福祉課
○高齢者に対する住宅情報の発信 ・高齢者が安心して暮らすことのできる軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の情報提供を行います。	高齢者課
③ 公的住宅の適切な管理・運営	
○市営住宅における住環境の整備 ・施設の長寿命化の考えに基づいた市営住宅の計画的な新築、改修、除却を検討し、入居者が安心して生活できる市営住宅を提供します。	建築住宅課
○市営住宅における高齢者や障がい者のニーズへの対応 ・福祉施策との連携を図りながら、市営住宅のバリアフリー化を進めます。	建築住宅課



老朽化した空き家



空閑地

区画再編のモデル地区の検討

本市の立地適正化計画では、空き家・空き地等が多く特に住環境の改善が必要な街区を、区画再編の対象街区として抽出し、積極的に居住施策を展開することとしています。

そうしたなか、対象街区の1つである上吉田町一丁目の一部区域で、モデル地区として先行的に施策展開することを検討します。



モデル地区

【上吉田町一丁目の現況】



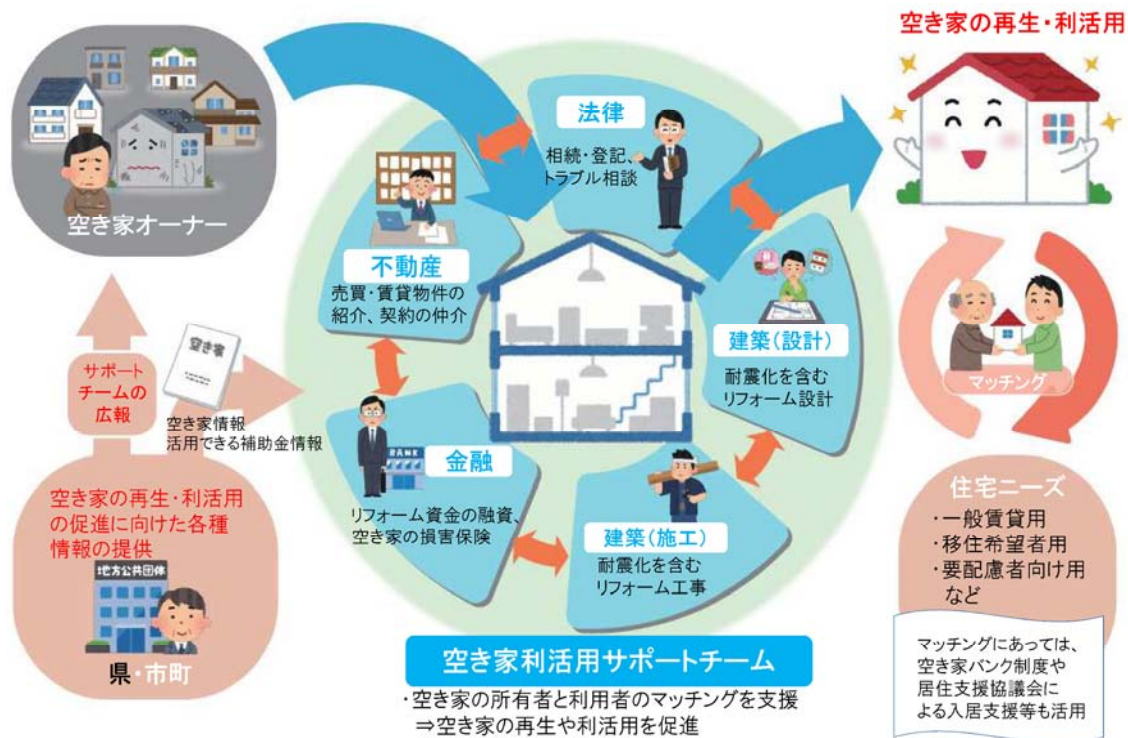
香川県 空き家利活用サポートチームとは

香川県では、空き家対策の促進を図るため、空き家の再生・利活用に関し、包括的に支援業務を実施する「空き家利活用サポートチーム」の登録制度を創設しています。空き家の所有者または管理者（以下、所有者等）が行う空き家の再生・利活用の支援を行うため、複数の構成分野の事業者等が連携し、所有者等からの相談などに包括的に対応できる事業者等の団体のことを言います。

空き家利活用サポートチームは、次に掲げる業務のうち、2つ以上の業務を行います。

1. 空き家の所有者等と利用者双方の要望を踏まえた契約（売買・賃貸）の仲介及び再生プランの作成の支援
2. 空き家の相続に関する手続きやトラブル解決に向けた支援
3. 空き家の再生・利活用に向けたリフォームに係る設計及び施工に関する業務の支援
4. 空き家のリフォームに係る融資及び損害保険等に関する支援
5. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 2 条に規定する住宅確保要配慮者に対する住宅確保のための支援
6. 空き家の管理・運営に関する業務代行等の支援
7. その他、空き家の再生・利活用に向け、知事が有効と認める支援

【空き家利活用サポートチームのイメージ図】



本市では、こうした活動を行う団体のほか、市内の建設業者を中心に、権利登記等をサポートする司法書士や土地家屋調査士、不動産事業を手がける事業者などと連携・協力し、良好な住環境を整備することを検討します。

資料：香川県HP 空き家ポータルサイト

(3) 開発の誘導・抑制

開発の誘導・抑制として、宅地開発におけるルールづくり、幹線道路の沿道における土地利用の誘導、優良農地の保全を、推進します。

施策	担当課
① 宅地開発におけるルールづくり	
○ 良好な住環境整備の推進 ・立地適正化計画に沿って、居住誘導区域内に開発を誘導するとともに、地区計画などを活用したまちづくりのルールを定め、良好な住環境の形成を図ります。	土木都市計画課
② 幹線道路の沿道における土地利用の誘導	
○ 特定用途制限地域（幹線沿道一般型）の拡大 ・国道 319 号や国道 11 号の沿道については、特定用途制限地域（幹線沿道一般型）の拡大などを進め、無秩序な開発を抑制し集約型都市構造の形成を促します。	土木都市計画課
○ 適切な土地利用の誘導 ・国道 319 号沿道や県道 25 号善通寺多度津線沿道、四国横断自動車道善通寺 IC 周辺では、広域ネットワークへのアクセス性を活かし、流通機能や沿道サービス施設などの適正な立地に向けて、地区計画や地域地区を適切に選択しながら、メリハリのある土地利用を目指します。	土木都市計画課
③ 優良農地の保全	
○ 既成市街地での地域地区の検討 ・既成市街地については農林部局と調整の上、メリハリある土地利用を実現するため、必要に応じて新たな用途地域を設定するなど、適切な地域地区の設定を検討します。	土木都市計画課 農林課
○ 特定用途制限地域（環境型）等の拡大検討 ・特定用途制限地域（環境型）の拡大や適正な用途地域の指定について検討し、農地の無秩序な宅地化の抑制に努め、良好な田園都市の創造を進めます。	土木都市計画課 農林課



農・住が混在した土地利用



良好な農地

(4) 土地利用の見直し

土地利用の見直しとして、土地利用見直しゾーンでの土地利用の検討を、推進します。

施策	担当課
① 土地利用見直しゾーンでの土地利用の検討	
<p>○エリア拠点・地域拠点における用途地域の拡大の検討</p> <p>・エリア拠点・地域拠点に定める場所については、今後都市機能を集約するものとし、計画的に開発を進めるよう用途地域の拡大を検討します。</p>	土木都市計画課
<p>○用途地域縁辺部の土地利用の検討</p> <p>・農政部局との調整を図りながら、市街地近郊の用途地域縁辺部等において適切な地域地区を設定し、土地利用の方向性を示します。</p>	土木都市計画課



エリア拠点周辺（中心エリア）



エリア拠点周辺（東エリア）



エリア拠点周辺（西エリア）

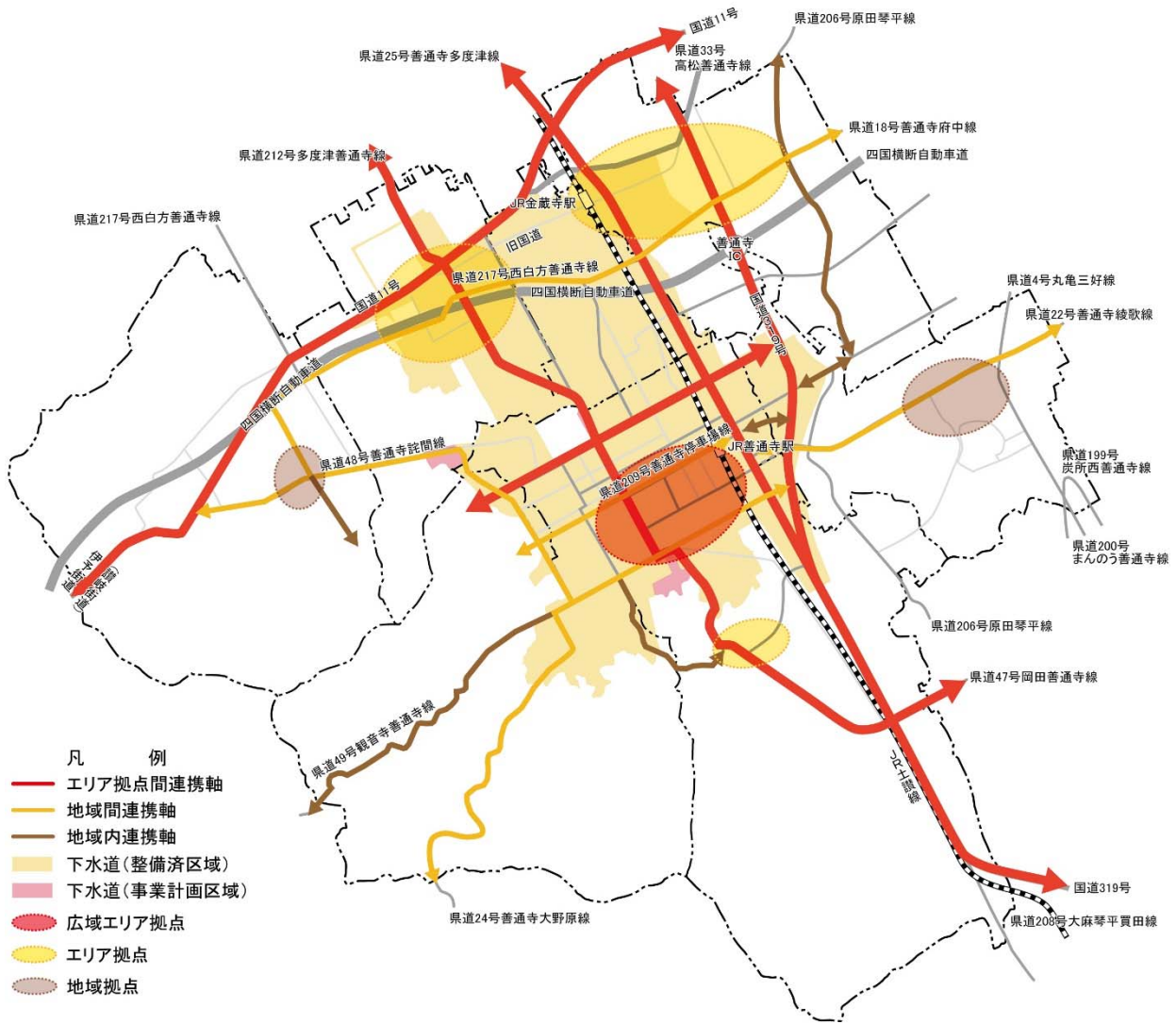


エリア拠点周辺（南エリア）

5-2. 都市施設（インフラ・建築）の方針

都市施設（インフラ・建築）の方針として、「圏域内、拠点間、地域間を結ぶ道路ネットワークの形成」、「市街地の回遊性を高める都市基盤の整備」、「快適な生活環境をつくる下水道・処理施設の整備」、「誰もが安全安心・快適に生活できる都市施設の整備」に取り組みます。

下記に示す方針図は、主要な都市施設として道路の軸と下水道の整備区域を示しています。これらの都市施設については、個別の検討によって整備目標を再検討することも考えられます。



(1) 圏域内、拠点間、地域間を結ぶ道路ネットワークの形成

圏域内、拠点間、地域間を結ぶ道路ネットワークの形成として、広域・地域間ネットワークの形成、生活道路ネットワークの形成、駐車場の整備を、推進します。

施策	担当課
① 広域・地域間ネットワークの形成	
<p>○エリア拠点間連携軸の整備</p> <p>・定住自立圏域内の円滑な移動を支える広域交通ネットワークの形成に向け、本市の骨格を形成するエリア拠点間連携軸の整備未定区間について、関係機関に働きかけ、拡幅整備を促進します。</p>	土木都市計画課
<p>○地域間連携軸・地域内連携軸の整備</p> <p>・地域間連携軸・地域内連携軸については、国道・県道との役割分担や将来の財政負担を踏まえたうえで、現況道路の拡幅や未整備道路の早期着工など、計画的な道路整備を進めます。</p>	土木都市計画課
② 生活道路ネットワークの形成	
<p>○生活道路の整備・ストック総量の増加抑制</p> <p>・道路空間の車道・歩道機能の再配分などについて、沿道地域住民との対話を重ねながら検討を進めることを基本とし、ストック総量の増加を抑制します。また、老朽化したインフラ設備の長寿命化や更新を図り、維持管理を中心とした道路行政に改めていきます。</p>	土木都市計画課
<p>○都市計画道路の整備</p> <p>・幹線街路と区画街路の機能を十分に考慮し、面整備と一体となった整備を検討するなど、適切な事業手法による都市計画道路網の整備を検討します。</p>	土木都市計画課
<p>○都市計画道路の見直し</p> <p>・長期未着手の都市計画道路については、既存の道路ネットワークなどを踏まえ、道路の必要性を検討したうえで見直しを行います。</p>	土木都市計画課
③ 駐車場の整備	
<p>○駐車場の整備</p> <p>・エリア拠点等における産業活動や回遊型観光などの多様なニーズに対応するため、将来の駐車需要を見極めたうえで、適切な駐車場の整備・確保に努めます。</p>	商工観光課



生活道路の整備



市営大通り駐車場

(2) 市街地の回遊性を高める都市基盤の整備

市街地の回遊性を高める都市基盤の整備として、歩行者空間の形成、自転車空間の形成・レンタサイクル、バリアフリーを、推進します。

施策	担当課
① 歩行者空間の形成	
○安全で快適な歩道の整備 ・立地適正化計画で定めた市街地回遊軸、交通量の多い道路や通学路の快適性・安全性の向上に向けて、通行規制や歩道の改善、交通安全施設の整備などのほか、道路空間の再配分をはじめとした様々な手法を活用し、地域振興施策と連動した歩行空間づくりに努めます。	土木都市計画課
○やすらぎを感じるウォーカブル空間の創出 ・立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域等の回遊性を高めるため、既存の都市ストックを活用しながら、歩いて楽しい魅力ある歩行空間の確保や、既存街路樹などの適切な維持管理や美舗装化、ポケットパーク整備などを検討し、商工・観光施策と連動したウォーカブル空間を官民一体で創出します。	土木都市計画課
② 自転車空間の形成・レンタサイクルの推進	
○自転車での移動に配慮した道路環境の整備 ・平坦な地形を活かし、自転車での安全・快適な移動が行えるよう、地方版自転車活用推進計画や中讃地域サイクリングルート整備計画に基づき、県と連携しながらサイクリングルートの整備を検討します。	土木都市計画課
○回遊性を高めるソフト施策の充実 ・観光政策と連携しながら、コミュニティサイクルの普及など回遊性を高めるソフト施策の充実を図ります。	政策課 商工観光課
③ バリアフリーの推進	
○歩行空間の整備のバリアフリー化の推進 ・誰もが安心して移動できるよう、地域の状況にあわせた歩車分離や歩道の段差解消、交差点改良（隅切り）など、歩行空間のバリアフリー化を進めます。	土木都市計画課
○公共公益施設のバリアフリー化の推進 ・障害者総合支援法や香川県福祉のまちづくり条例などに基づき、障がい者や高齢者が日々安心して暮らせるよう、公共公益施設におけるバリアフリー環境の提案・支援をするほか、災害時・緊急時の効果的な支援策を検討します。	社会福祉課



ゆうゆうロード



歩行空間の整備
(四国こどもとおとなの医療センター西側)

(3) 快適な生活環境をつくる下水道・処理施設の整備

快適な生活環境をつくる下水道・処理施設の整備として、上水道施設の整備・充実、下水道施設の整備・充実、その他の処理施設の整備・充実を、推進します。

施策	担当課
① 上水道施設の整備・充実	
○水道管路の整備・更新 ・安全で安定した水の供給に向け、老朽化した水道管路の更新にあたり、耐震性のある管への取り替えを進めます。	香川県広域水道企業団
○浄水場の整備・更新 ・昭和 54 年に運転を開始した善通寺市浄水場については、施設の老朽化が目立つことから、引き続き計画的な施設の更新を進めます。	香川県広域水道企業団
○配水池の整備・更新 ・老朽化した配水池の改修や更新を進め、耐震化を図ります。	香川県広域水道企業団
② 下水道施設の整備・充実	
○生活排水処理施設の整備推進 ・現在の宅地状況や将来の土地利用状況などを考慮の上、善通寺市生活排水処理構想に基づき、市内全域において各地域に応じた生活排水処理施設の整備を進めます。	下水道課
○公共下水道の接続の推進・啓発 ・公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、供用開始区域における公共下水道への接続に向けた意識啓発を行い、下水道普及率（水洗化率）の向上を図ります。	下水道課
○下水道施設の計画的な点検・修繕・更新 ・下水道を長期間にわたって使えるよう、計画的な点検・修繕・更新などの維持管理に努めます。	下水道課
○合併処理浄化槽の普及・維持管理の啓発 ・合併処理浄化槽整備区域については、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽管理者に対して適正な維持管理を啓発します。	下水道課
③ その他の処理施設の整備・充実	
○ごみ集積場の整備 ・収集体制や資源ごみなどの集積場所の整備によるリサイクル事業を進めます。	環境課



合併処理浄化槽



ごみ集積場所

(4) 誰もが安全安心・快適に生活できる都市施設の整備

誰もが安全安心・快適に生活できる都市施設の整備として、子育て・教育施設の充実、福祉施設の充実を、推進します。

施策	担当課
① 子育て・教育施設の充実	
○ 学校教育施設の耐震化 ・老朽化した校舎などの改修・改築を計画的に進めます。	教育総務課
○ 学校教育施設の適正配置の検討 ・公共施設マネジメント実施計画及び学校施設長寿命化計画を基に、児童生徒数の変化に対応した学校再編・再配置の方針を、5年間を目途に市全体で検討します。	教育総務課
○ 子育て環境の充実 ・善通寺市の未来を担う子どもを、安心して生み育てられる子育て環境の充実に努め、地域子育て支援センターやつどいの広場などの子育て支援機能の強化を図ります。	子ども課
○ 子育て施設の連携強化 ・保育所、幼稚園、子ども・家庭支援センターなど、施設間の相互ネットワークの強化と集約化により、連携して子育て支援施策を実施できる環境を整備します。	子ども課
○ 保育所の建替え等の検討 ・保育施設の安全・安心な環境づくりを進めるため、老朽化した保育所の建替え、又は修繕を検討します。	子ども課
② 福祉施設の充実	
○ 老人福祉施設の適正な配置の検討 ・地域包括ケアシステムの推進にあたり、老人福祉施設の配置の指標となる市民の日常生活圏を適宜検討します。	高齢者課
○ 障がい者福祉施設の設置、運営等の支援 ・障害者福祉基本計画に基づき、障がい者の需要に応じた事業の実施や、障がい者やその家族における社会生活力を高めるための支援などを総合的に行うとともに、障がい者福祉施設の設置、運営に対する支援について、継続的な検討を進めます。	社会福祉課



東中学校

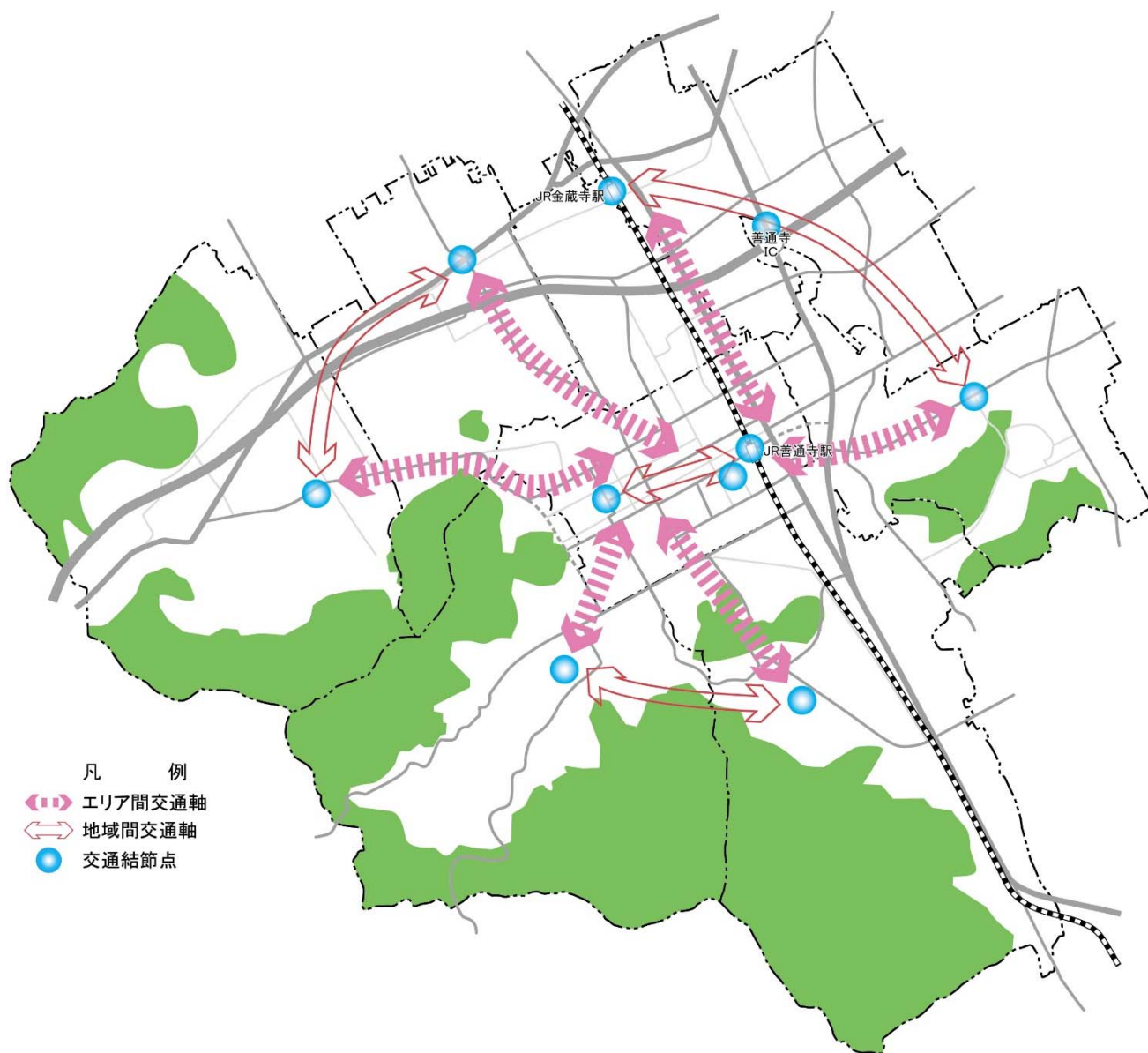


善通寺保育所

5-3. 都市施設（公共交通）の方針

都市施設（公共交通）の方針として、「公共交通機関の相互連携の強化」、「公共交通網の強化」に取り組みます。

下記に示す方針図は、公共交通の結節点となる場所と、それらをつなぐ軸について示しています。これらの拠点・軸の整備を進め、各エリア間や地域間における交通アクセス性の向上を進めていくことが求められます。



(1) 公共交通機関の相互連携の強化

公共交通機関の相互連携の強化として、交通結節点の強化、乗換え環境の整備を、推進します。

施策	担当課
① 交通結節点の強化	
○交通結節点の強化 ・公共交通の利便性の向上に向け、中心エリアと各エリアのアクセス性を強化することとし、交通結節点における拠点性の充実・強化を図ります。	政策課 土木都市計画課
② 乗換え環境の整備	
○公共交通機関における相互の乗換え利便性の向上 ・定住自立圏域内の円滑な移動に向けて、公共交通機関における相互の乗換え利便性の向上を図ります。	政策課 土木都市計画課
○パークアンドライドの推進 ・最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ「パークアンドライド」方式に対応した駐車場を、駅周辺や市街地で、交通事業者と連携して検討します。	土木都市計画課



交通結節点周辺（中心エリア）



交通結節点周辺（東エリア）



交通結節点周辺（西エリア）



交通結節点周辺（南エリア）

(2) 公共交通網の強化

公共交通網の強化として、既存の公共交通の利便性向上、新たな交通施策の検討を、推進します。

施策	担当課
① 既存の公共交通の利便性向上	
○鉄道等との連携を含めた市民バスの利用促進・利便性向上 ・鉄道のダイヤに合わせた市民バスのダイヤ改正やその PR などに加え、公共交通の利便性向上にむけ、増便等を考慮したルート・停留所の見直しを検討します。	政策課 総務課
○隣接市町と連携した広域的な交通施策の検討 ・丸亀市や多度津町、琴平町とは日常生活においても特に結びつきが強く、相互に行き来している現状です。そのため、こうした隣接市町に公共交通だけで行き来できるように、それぞれの公共交通の結節や乗り入れを検討します。	政策課
② 新たな交通施策の検討	
○地域の公共交通体系のあり方の検討 ・地域の実情に応じたデマンド交通の検討など、地域自らがデザインする地域の公共交通体系のあり方について検討します。	政策課
○タクシー会社との連携による地域内交通の検討 ・各地域内には、道路が狭く大きな車両が入れないようなところがあります。そうしたところを中心に、タクシー会社等と連携しながら、拠点や公共施設等と自宅を結ぶ地域内交通を検討します。	政策課

デマンド交通について

デマンド交通とは、事前に予約し、指定された場所へ送迎する地域交通サービスです。

本市では、こうしたデマンド交通を地域と連携して運営・維持することで、自家用車に頼らなくても各エリアの拠点や市中心部に容易に訪れることができるよう、検討を進めます。

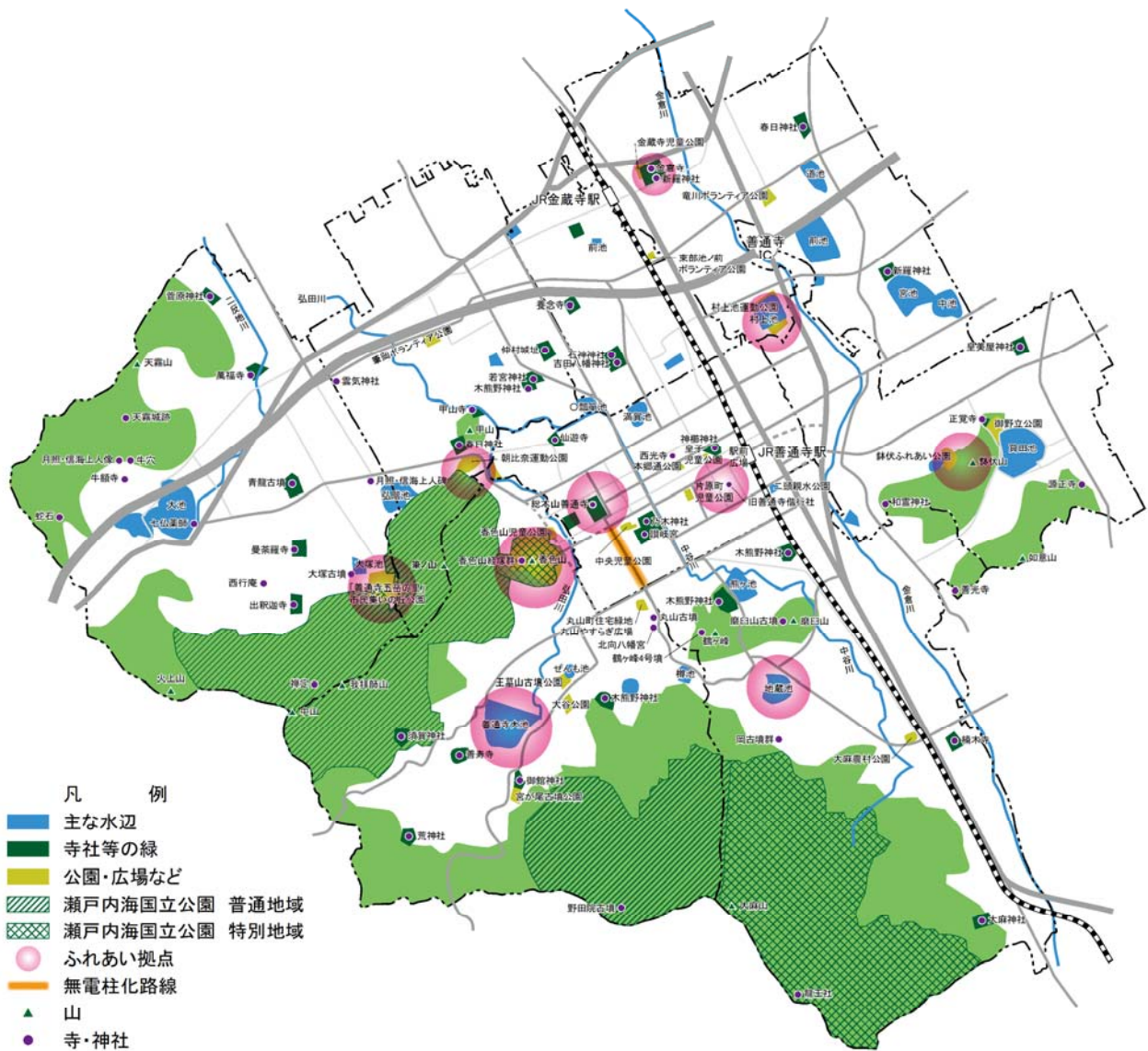
【デマンド交通の主な仕組み】



5-4. 自然的環境・景観の方針

自然的環境・景観の方針として、「既存の公園・スポーツ施設等を活用した交流・憩いの場づくり」、「歴史・文化施設を核とした生涯学習・観光政策の推進」、「善通寺市の魅力を高める市街地・歴史・文化景観づくり」、「水辺、田園、山地・丘陵などを活かした身近な水と緑の環境・景観づくり」、「地球環境への配慮」に取り組みます。

下記に示す方針図は、特に良好な自然環境を保全する地域や、地域活動等の拠点、また率先して無電柱化を進めていく路線を示しています。ふれあい拠点は、地域活動や日常生活における交流を促す場所として機能していくことが求められます。



(1) 既存の公園・スポーツ施設等を活用した交流・憩いの場づくり

既存の公園・スポーツ施設等を活用した交流・憩いの場づくりとして、既存の公園等における魅力の向上、新たな公園等の整備と活用を、推進します。

施策	担当課
① 既存の公園等における魅力の向上	
○公園のユニバーサルデザイン化 ・市民の憩いの場として、あらゆる方々が気軽に利用できるようユニバーサルデザイン化を行います。	土木都市計画課
○大人から子どもまで憩うことのできる公園づくり ・老朽化した遊具の改修を行うとともに、必要に応じて駐車場やトイレなどの整備を行い、利用者のニーズに合わせたリニューアルを検討します。	土木都市計画課
② 新たな公園等の整備と活用	
○村上池周辺の公園整備 ・市民プール、市民体育館など、現行施設の運用のために必要な規模、時代に合った機能とし、幅広い年齢層が利用可能な公園となるよう整備を検討します。	生涯学習課 土木都市計画課
○朝比奈運動公園の整備 ・朝比奈運動公園については、現行施設運用のために必要な規模、時代に合った機能とし、幅広い年齢層が利用可能な公園となるよう整備を検討します。	生涯学習課 土木都市計画課
○憩いの場となる公園やポケットパークの整備 ・市街地内の空閑地や公共施設のオープンスペースなどを活用し、憩いの場となる公園やポケットパークを整備します。	土木都市計画課
○既存の公園の活用の推進 ・各地域の公園整備状況などを踏まえながら、地域交流を目的に公園の整備を進めるとともに、公園の占用・使用方法について周知し、キッチンカー等のイベントを推進するなど、空間を活用してもらえるよう努めます。	農林課 生涯学習課 土木都市計画課
○誘致距離に配慮した公園配置の検討 ・都市公園の機能に着目し、適切な種別規模の公園を誘致距離（香川県の都市計画に準ずる）に応じてバランスよく配置するよう検討し、新たな目標として一人当たり都市公園面積 10㎡以上を目指します。一人当たり都市公園面積が 10㎡を達成した後、新たな目標面積を検討します。	土木都市計画課

公園空間の活用促進

今後、新庁舎の公園敷地をはじめ、市内の公園や広場において、マルシェのようなイベントを開催して市民の交流を創出したいと考えています。そのためにも、公共交通の充実や広い駐車場の整備等、気軽に参加できる仕組み・空間づくりの検討が必要です。

まずは、新庁舎公園敷地でのイベント等を通して、地域住民やプレイヤーとの連携体制を整え、空間活用をPRします。



資料：鹿児島県南さつま市
吹上浜 砂の祭典（しやくしょマルシェ）

【新庁舎建設に伴う公園整備の計画】



(2) 歴史・文化施設を核とした生涯学習・観光政策の推進

歴史・文化施設を核とした生涯学習・観光政策の推進として、観光ネットワークの形成、魅力を伝える情報発信の推進、歴史・文化施設の充実を、推進します。

施策	担当課
① 観光ネットワークの形成	
○回遊環境の検討に基づく整備 ・交通結節点～観光地といった回遊環境を見だし、観光情報冊子・散策ガイドやレンタサイクルを活用しながら適切なハード・ソフト整備を検討し、回遊環境の向上と観光客の滞留時間の拡大を図ります。	商工観光課
○各施設・工作物の計画的な更新、充実 ・市内に点在する拠点の案内看板などの施設・工作物を点検し、計画的な更新や充実、撤去などを図ります。	商工観光課 生涯学習課
② 魅力を伝える情報発信の推進、歴史・文化施設の充実	
○新しい技術を活用した観光コンテンツの提供 ・社会情勢の変化や多種多様なニーズに対応するため、ICTを活用した情報発信を行うとともに、新しい技術を活用した観光コンテンツの提供を検討します。	商工観光課
○各拠点の機能と管理運営の充実 ・点在する各拠点のwi-fi環境、キャッシュレス決済などの機能充実を図るとともに、利用者ニーズと文化財保護のバランスが取れた管理運営体制の見直しを検討します。	商工観光課 生涯学習課



レンタサイクル



案内看板

(3) 普通寺市の魅力を高める市街地・歴史・文化景観づくり

普通寺市の魅力を高める市街地・歴史・文化景観づくりとして、市街地景観の向上、歴史・文化景観の保全・活用を、推進します。

施策	担当課
① 市街地景観の向上	
○建築物などの形態や色彩・デザインのガイドラインなどの策定の検討 ・景観形成の指針となるガイドラインやデザインコードなどについて、地域特性を踏まえながら、策定に向けて機運熟成を図ります。	土木都市計画課
○幹線道路などにおける沿道の景観の向上 ・幹線道路沿道においては、沿道緑化の充実を図るとともに、見やすく理解しやすい道路標識や公共施設などの案内サインの充実を図ります。	土木都市計画課
○景観阻害要因の改善 ・管理不十分な空き家や資材置場、ゴミの不法投棄、違法駐車など、まちなみの印象を損ねる景観阻害要素の解消に取り組みます。	環境課
○市道一高西側線における道路空間の再配分の検討 ・市道一高西側線（バリアフリー路線）においては、新庁舎建設後に車線数の減少を含めた道路空間の再配分を検討します。	土木都市計画課
② 歴史・文化景観の保全・活用	
○歴史的資源の保全・活用と周辺環境の形成 ・総本山普通寺をはじめとする五つの札所や護国神社などの寺社、有岡古墳群、陸上自衛隊普通寺駐屯地に位置する旧陸軍第11師団兵器庫など、本市固有の歴史・文化的資源と調和した景観・環境の形成を促進します。	土木都市計画課 生涯学習課
○景観重要建造物の指定促進 ・歴史・文化的な価値を有して地域のシンボルとして親しまれており、所有者の合意を得た建造物は、景観重要建造物に指定し、適切な保全・管理を促進します。	土木都市計画課
○景観重要樹木の指定促進 ・市民に親しまれている大樹、寺社境内の鎮守の森など、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得た樹木は、景観重要樹木として指定し、適切な保全・管理を促進します。	土木都市計画課



市道一高西側線



有岡古墳群（王墓山古墳）

市道一高西側線における道路空間の再配分

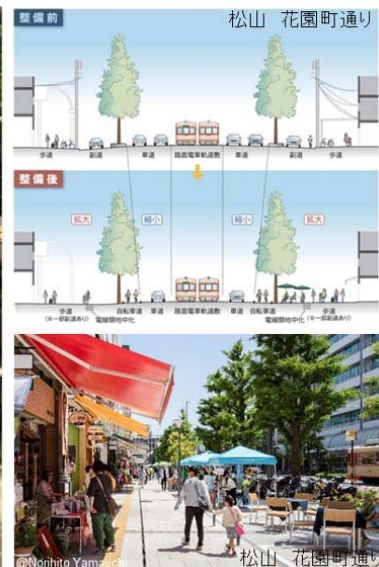
市道一高西側線は、JR 善通寺駅から総本山善通寺までのエリアに隣接しており、歩道整備が完了していない区間です。また、県内では珍しいデザイン科が設置されている高校のアクセス路となっています。

そこで、1車線化の社会実験中に高校のイベントに活用してもらうなどの案、関連イベントとしてキッチンカーを出店するなど、新庁舎の公園広場との連携により、滞在時間を延ばす空間にしたいと考えています。



市道一高西側線（現況）

【道路空間の再配分のイメージ】

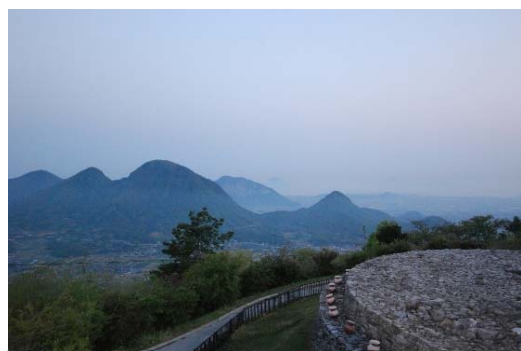


資料：国土交通省HP 街路空間の再構築・利活用に向けた取組

(4) 水辺、田園、山地・丘陵などを活かした身近な水と緑の環境・景観づくり

水辺、田園、山地・丘陵などを活かした身近な水と緑の環境・景観づくりとして、山地・丘陵・水辺環境・景観の保全・創出、田園環境・景観の保全・創出を、推進します。

施策	担当課
① 山地・丘陵・水辺環境・景観の保全・創出	
○自然緑地の保全・活用 ・五岳山や大麻山、平地に点在する丘陵などの自然緑地については、緑豊かな自然環境として維持・保全を図りつつ、都市公園法や自然公園法に基づき、公園などのレクリエーション空間として整備・保全を進め、市民が自然と親しむことのできる安らぎの空間として活用します。	土木都市計画課
○緑の景観軸の保全・形成、視点場の発掘 ・本市特有の景観資源である五岳山の山並みなど、特徴的な景観を楽しめる場の整備を検討します。また、視点場の発掘を公民一体となって取り組みます。	土木都市計画課
○水辺環境の保全・活用 ・多様な生物が生息する河川敷や出水、ため池などについて、市民が水に親しめる空間として整備を検討するとともに、適切な維持管理体制を構築します。	土木都市計画課 農林課
○景観計画に基づく稜線などの保全 ・山々の自然景観については、その稜線など市街地からの眺望が適切に保全されるよう、必要に応じて景観計画を実効性の伴うものに変更・運用していきます。	土木都市計画課
② 田園環境・景観の保全・創出	
○集落・田園景観の適切な保全 ・市街地周辺に広がる田園空間については、まとまりのある農地の維持・継承、河川や農地などの周辺環境との調和を促すほか、景観地区を活用した景観形成を検討し、良好な田園景観の保全を図ります。	土木都市計画課 農林課
○農業委員会や農地管理公社などの連携、農地の流動化の促進 ・遊休農地や耕作放棄地の解消に向け、農業委員会や農地管理公社など関係機関との連携のもと農地の保全管理を行うとともに、市民農園に活用するなど、農地の流動化を促進します。	農林課
○農業を活かした教育・交流の促進 ・農家・ファーム・市・学校・地域等が連携し、遊休農地や耕作放棄地を活用して教育・交流を促進するよう努めます。	農林課



五岳山の山並み



金倉川

(5) 地球環境への配慮

地球環境への配慮として、公害の防止、新エネルギー等の導入検討、公共施設の緑化の促進を、推進します。

施策	担当課
① 公害の防止	
○公害の防止 ・市民の健康な暮らしを守るため、日常生活における公害対策を進めるとともに、定期的なモニタリングを行います。	環境課
○周辺環境に配慮した操業環境の維持 ・工場などの生産施設では、条例による緑地面積率などの規定に基づき、周辺環境に配慮した敷地緑化などを促進し、操業環境の維持・確保に取り組みます。	商工観光課
② 新エネルギー等の導入検討	
○省エネルギー・新エネルギーの導入促進 ・公共施設や民間住宅において、太陽光エネルギーを中心とした新エネルギーの導入や省エネルギー設備機器の導入などを促進します。	環境課 各施設所管課
○電気自動車の利用拡大に向けた充電環境の整備・充実 ・電気自動車などの低公害車の普及を促進するとともに、電気自動車の利用拡大に向けた充電環境の整備・充実に図ります。	環境課
③ 公共施設の緑化の促進	
○公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進 ・公共施設において、断熱空調効果の効率化、壁面や屋上の緑化の可能性について検討します。	環境課 各施設所管課



太陽光発電所

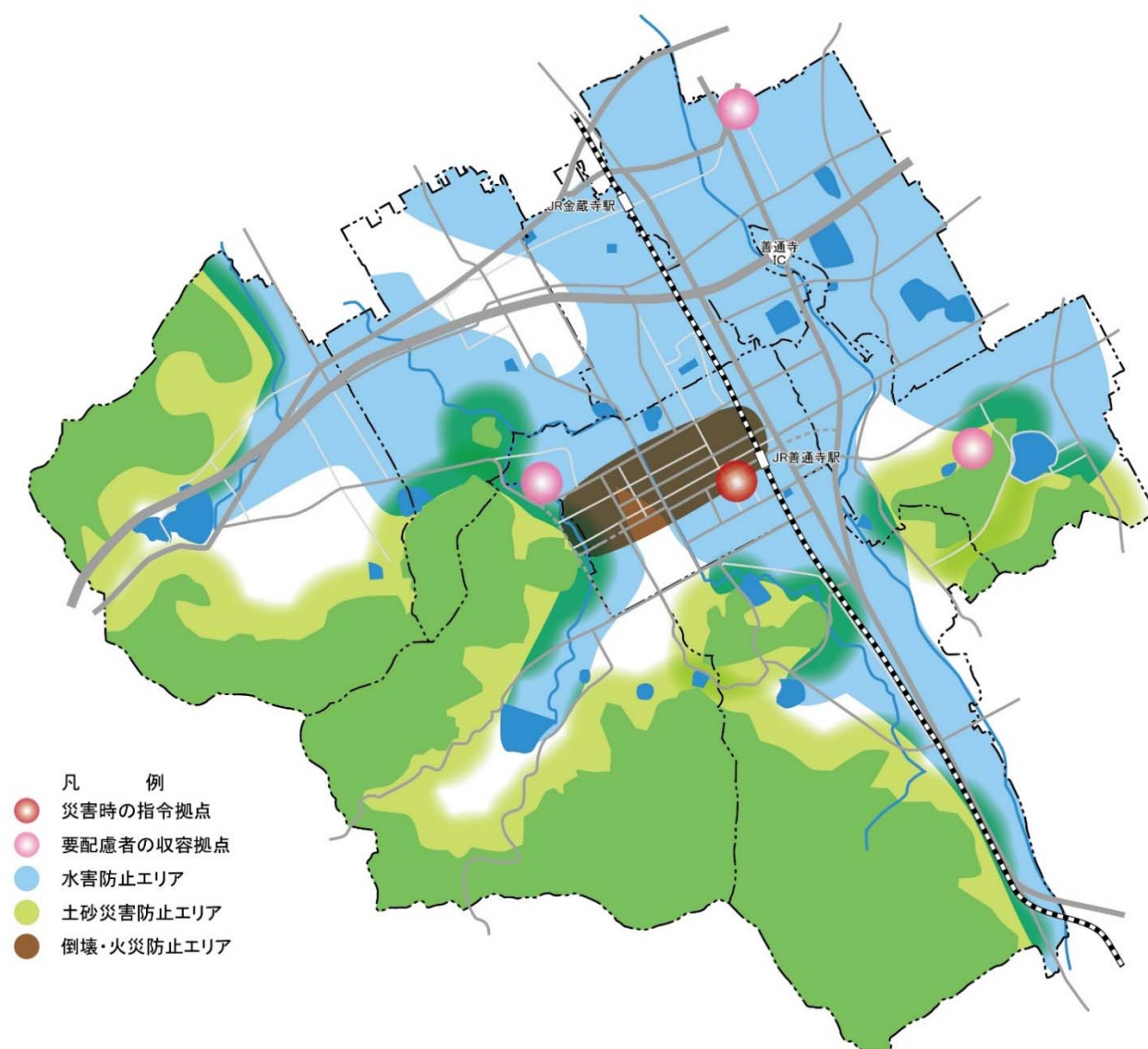


公共施設の壁面緑化・屋上緑化

5-5. 都市防災の方針

都市防災の方針として、「各災害への対応」、「防災機能・体制の強化」に取り組みます。

下記に示す方針図は、市内において、特に都市防災の検討が必要なエリアなどを示しています。災害時の指令拠点や、要配慮者の収容拠点は、各エリアのまちづくりと連携しながら、防災活動を進める拠点として機能していくことが求められます。



(1) 各災害への対応

各災害への対応として、治水対策の推進、土砂災害対策の推進、地震・火災対策の推進、復興事前準備の検討を、推進します。

施策	担当課
① 治水対策の推進	
○ 「流域治水」の考え方に基づく治水対策の推進 ・県内二級河川においては、流域全体で治水計画を考える流域治水プロジェクトが開始され、河川管理者や都市防災事業の担当部局、農業部局などが連携し、総合的な治水対策を実施することとなっています。今後も効率的な治水対策の推進に努めます。	防災管理課 土木都市計画課
○ 道路における透水・排水機能の向上 ・豪雨時における浸水被害の軽減を図るため、透水性舗装や排水性舗装の導入、雨水浸透ますなどの普及に努めます。	土木都市計画課
② 土砂災害対策の推進	
○ 土石流、がけ崩れ、地すべりに対する情報の周知 ・土砂災害から人命・財産を守るため、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な土砂災害対策を推進します。	防災管理課
○ 急傾斜地崩壊対策に係る制度の周知 ・急傾斜地崩壊防止対策事業に要する費用に充てるため受益者の申請・分担金に基づき崩壊対策を講ずる制度について、周知に努めます。	土木都市計画課
③ 地震・火災対策の推進	
○ 狭あい道路の改善や交差点改良の促進 ・緊急車両の円滑な通行や歩行者の安全性・快適性を高めるため、狭あい道路の改善や交差点改良（隅切り）などを促進します。	土木都市計画課
○ 低・未利用地を活用した公園や道路などの整備 ・住宅が密集している地域においては、低・未利用地を活用した公園や道路の整備など、防災性が高く良好な住環境の形成を図ります。立地適正化計画で定められた区画再編の対象街区においては、特に優先的に整備を進めます。	土木都市計画課
○ 建物の耐震化・不燃化、老朽空き家の除却 ・災害発生時における減災効果を考慮して、建物の耐震化や不燃化を誘導するとともに、老朽化した空き家の対策などについて検討します。	建築住宅課 環境課
○ 液状化災害の予防対策 ・埋立地などに都市施設を建設する場合には、粒度や地下水など地盤状況の把握に努め、必要に応じて対策を講じます。	土木都市計画課
④ 復興事前準備の検討	
○ 復興事前準備の取組みの促進 ・災害発生後の迅速な復旧・復興に取り組めるよう、県と連携し復興事前準備について、その取組みの検討を進めます。	防災管理課 土木都市計画課

(2) 防災機能・体制の強化

防災機能・体制の強化として、防災機能の強化、防災体制の充実を、推進します。

施策	担当課
① 防災機能の強化	
○避難場所の整備・充実 ・災害時における一時避難地や緊急避難場所として、オープンスペースを活用したポケットパークなどの整備を進めるとともに、耐震性防火水槽の整備を行います。	土木都市計画課 消防本部
○防災拠点の整備・充実 ・地域における防災活動の拠点となる公共施設・コミュニティ施設については、移転、建替えも含めて施設の耐震化・不燃化を進めるとともに、備蓄機能などの災害時に必要な機能を備えます。	防災管理課 各施設所管課
○公共施設等における充電設備の整備・充実 ・災害時に使用可能な充電設備を、公共施設等に整備することを目指します。特に、今後普及が進むと考えられる電気自動車に対応した充電設備を、積極的に導入することとします。	環境課
② 防災体制の充実	
○防災体制の強化・応援協定の締結 ・自衛隊や県ならびに県内市町など、各関係機関との連携体制を整えるとともに、広域的な大規模災害発生時に円滑に対応できるよう、遠隔地の自治体との応援協定を締結します。	防災管理課
○自主防災組織の強化・充実 ・市内8小学校区全てにおいて自主防災組織が設置されていることを踏まえ、防災リーダーの育成や防災に対する意識啓発を行い、自主防災組織の強化を図ります。	防災管理課
○人材の育成 ・自らが被災自治体となった場合における被災宅地危険度判定の実施本部業務や罹災証明発行に関する研修、被災自治体等の要請に基づき派遣する香川県被災宅地危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士、罹災証明発行事務職員の資質向上のための取り組みを推進します。	防災管理課 税務課 土木都市計画課 建築住宅課



備蓄倉庫内

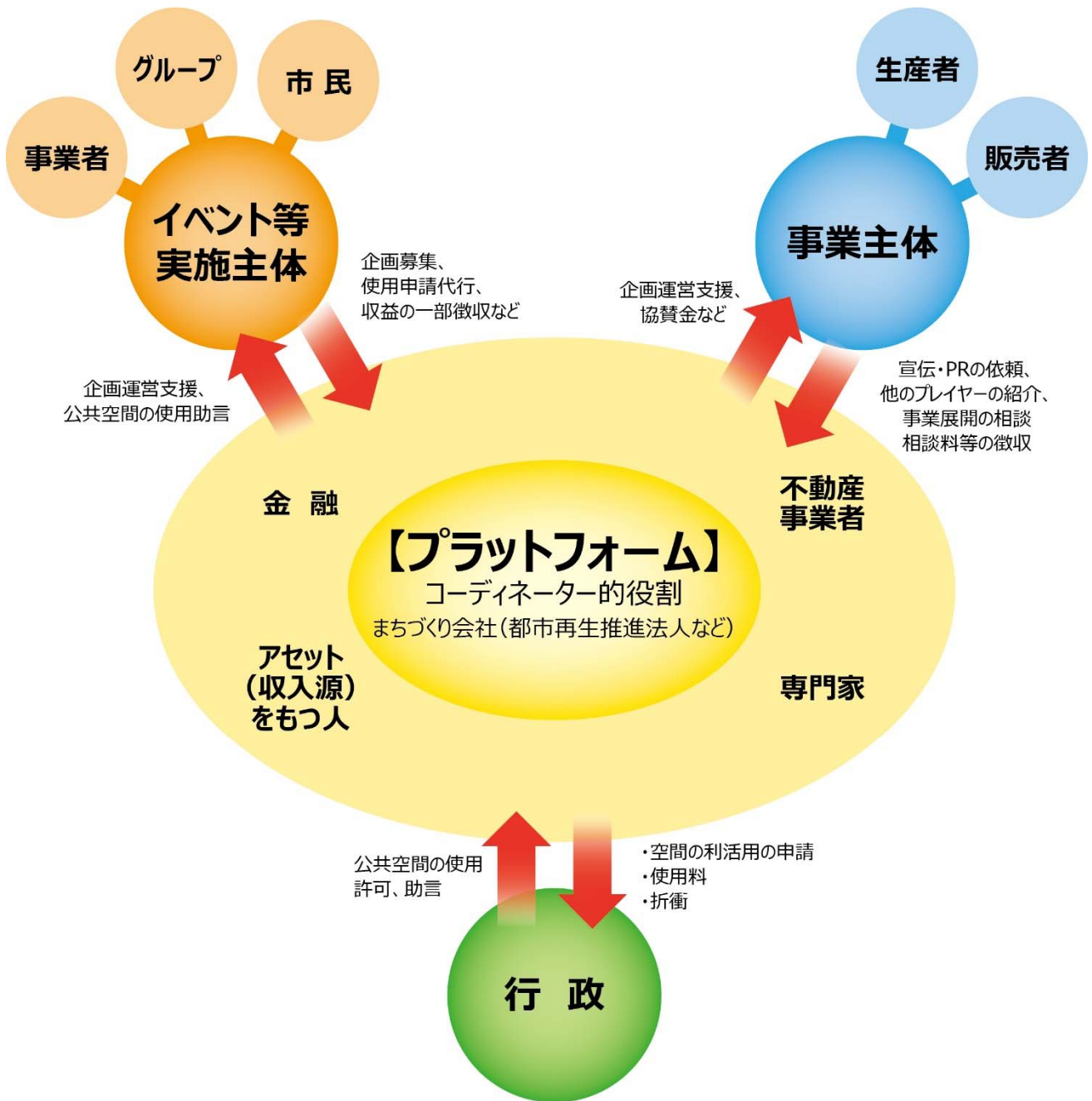


自主防災組織の活動

5-6. まちづくり・官民共創の取組みの方針

まちづくり・官民共創の取組みの方針として、「都市計画制度等の活用」、「人材・組織の育成・活用」、「地域資源を活用した官民共創のまちづくりの展開」、「財源の確保・その他計画の策定」に取り組みます。

下記に示す方針図は、行政と地域住民や民間企業がシビックプライドを共有し、立場の分け隔てなく一体となってまちづくりを進めるための体制のあり方を示しています。特に、各分野の方が協働してプラットフォームを形成し、イベントや事業等を進めていくことが重要です。



(1) 都市計画提案制度等の活用

都市計画制度等の活用として、既存の制度及び手法の活用、法律や県の制度によらない市独自の手法の活用を、推進します。

施策	担当課
① 既存の制度及び手法の活用	
○都市計画提案制度などの活用に向けた支援 ・都市計画提案制度や地区計画など、目的に応じて活用可能な市民発意の「まちづくりのルール」について情報発信を行うとともに、様々なまちづくり制度の活用を促し、協働の仕組みづくりを進めます。	土木都市計画課
○地区計画・建築協定・景観協定などの活用・支援 ・既存住宅地においては、地区計画や建築協定、緑地協定、景観協定などを活用した宅地の細分化の防止や建物の高さの制限、緑化を促進し、良好な住環境の形成を誘導します。また、景観形成の指針となるガイドラインやデザインコードなどについて、地域特性を踏まえながら、策定に向けての機運醸成を図ります。	土木都市計画課
② 法律や県の制度によらない市独自の手法の活用	
○包括的なまちづくり条例等の制定の検討 ・善通寺市の進めるまちづくりの理念を市民・事業者が共有し、まちづくりを円滑に進めるために、包括的な都市計画に関するまちづくり条例や計画等の制定を検討します。	政策課
○多様な手法の活用 ・まちづくりの手法は、国や県の都市計画に関わる制度や本市の条例に基づくもののほか、市民の自主的な参画によるものなど、多様な手法があります。これらについて研究を深めつつ効果的に活用することで、まちづくりを推進していきます。	政策課 土木都市計画課



まちづくりに関するパンフレット
(国土交通省都市局作成)



まちづくりに関する勉強会

都市計画提案制度とは

都市計画提案制度は、住民のみなさんが、住んでいる地域の都市計画について提案できる制度です。この制度の活用により、地域住民等と行政が一体となったまちづくりを進めることができます。

市は、提案された都市計画について、法令に基づく都市計画に関する基準、本計画や善通寺市総合計画、また周辺環境への配慮等を基に審査し、都市計画の提案が妥当か判断します。

手続きの主な流れ等については、市の土木都市計画課にお尋ねください。

【提案できる人】

- 提案区域内の土地の所有者等
- まちづくりの推進を図る活動を目的とする特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人
- 一般社団法人、一般財団法人、その他の営利を目的としない法人
- 独立行政法人都市再生機構
- 地方住宅供給公社
- まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして都市計画法施行規則第13条の3で定める団体

【提案できる都市計画】

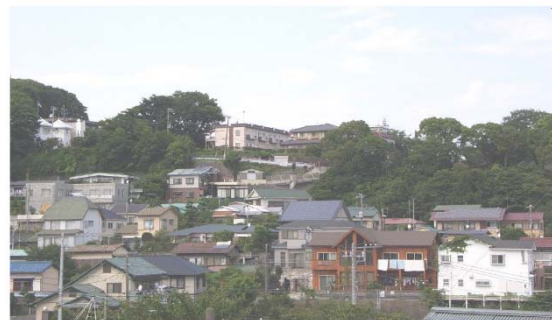
- 市が決定又は変更できるもの ※都市計画マスタープラン等の指針は対象外
(例えば、地区計画、特別用途地区、高度地区、防火地域、景観地区、4 斜線未満の市道、10ha 未満の公園、50ha 以下の土地区画整理事業等)

【提案に必要な要件】

- 計画区域の面積が、0.5ha 以上の一団の土地であること
- 計画区域内の土地所有者等の 2/3 以上の同意を得ていること
- 都市計画に関する法令上の基準などに適合していること

【主な活用事例】

- 小田原市城山三丁目地区では、小田原城址の至近距離に、天守閣を超える高層マンションの計画が浮上
- 地域住民が話し合いを行い、建物の高さ等を規定した地区計画を提案・決定
- 地域の環境を地域住民自らの手でまもることが可能に

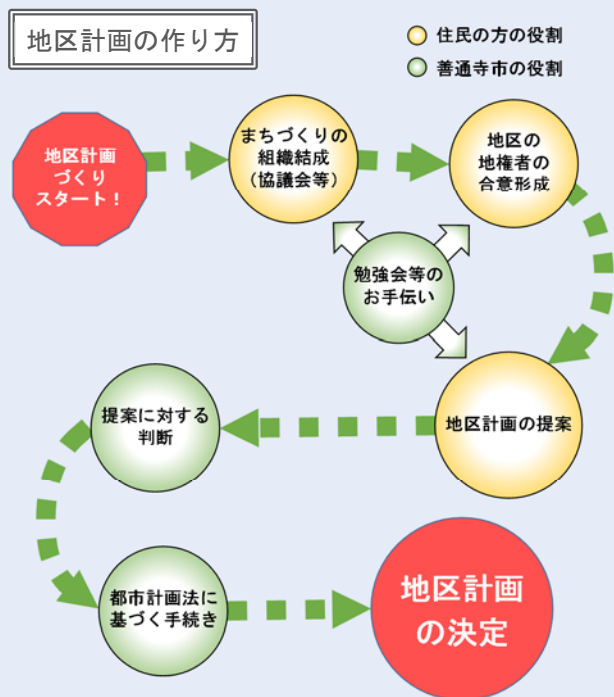


地区計画とは

地区計画は、住民のみなさんと行政が一体となってまちづくりを進める都市計画の制度で、都市全体の土地利用ルールである用途地域に加え、その地区の特性に合わせたきめ細かなルールを決めることができます。

本市では、住民のみなさんと共に、地区計画を含めた地域のまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

地区計画は、「地区計画の目標」、「地区計画の方針」、「地区整備計画」の3つで成り立っています。地区整備計画では、地区計画の目標・方針を実現するため、以下の内容を定めます。



【地区整備計画で定める内容】

1. 地区施設の配置及び規模

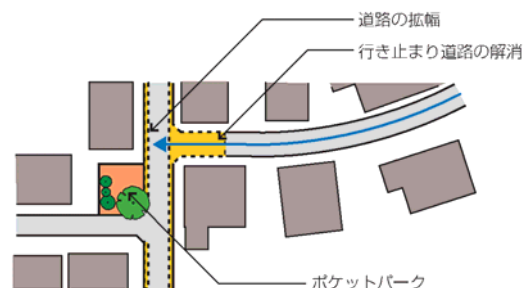
○みなさんが利用する道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて、確保することができます。

2. 建築物やその他の敷地などの制限に関すること

- ア. 建築物等の用途の制限
- イ. 建築物の容積率の最高限度又は最低限度
- ウ. 建築物の建ぺい率の最高限度
- エ. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度
- オ. 壁面の位置の制限
- カ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限
- キ. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度
- ク. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ケ. 建築物の緑化率の最低限度
- コ. 垣またはさくの構造の制限

3. その他、土地利用の制限に関すること

○現存する樹林地、草地などの良い環境を守り、壊さないように制限することができます。



資料：全国地区計画推進協議会 地区計画

地区計画の活用事例

地区計画は、良好な環境を形成、また保全するため、規制を強化するほか、地区の現況に応じてさまざまな適用が考えられます。

用途地域外においても、秩序ある良好な環境の維持・形成において、重要な手段となります。

【密集市街地の改善】

地区のまちづくりの課題

地区計画によるルール例

道路が狭い

- 道路の拡幅整備や行き止まり道路の解消をすすめる
- 新しい道路の位置を決める

公園などの
オープンスペースが少ない

- 空き地や建物の移転する敷地などを活かして小さな公園を確保する

◇東京都世田谷区太子堂二・三丁目地区

都市基盤整備が立ち遅れたまま市街化した木造密集市街地で、オープンスペースの確保など修復型まちづくりを進めながら、災害に強い市街地への誘導・形成を図ることを目的としています。

【周辺部の秩序ある良好な環境の維持・形成】

地区のまちづくりの課題

地区計画によるルール例

建物が無秩序に建てられ
不良な街区が形成されること
を防ぎたい

- 秩序ある道路網が形成されるように道路の位置や幅を決める
- 敷地面積の最低限度を決める

人口が減少している既存集
落の人口回復を図りたい

- 現在の居住環境を損なわないように一部店舗等を認める

地区の自然環境を守りたい

- 今ある樹林地等を残しながら住宅を建てられるところを決める
- 外壁の色彩や建物の高さを制限する
- 生垣等により緑化を進める

幹線道路沿道に周辺の環境
と調和する便利施設等をつ
くりたい

- 建物の形態や色彩を統一する
- 非住居系の用途の建物に制限する

◇新潟県新潟市大関地区

既存集落と一体的にコミュニティを形成する宅地について、ゆとりある良好な低層住宅地の形成・保全のために、地区計画を定めています。



◇神奈川県川崎市黒川実習農場地区

特殊車両試験場の跡地を、大学の実習農場や地域の農業発展に資する交流拠点施設として再生するため、地区計画を定めています。



資料：全国地区計画推進協議会 地区計画

(2) 人材・組織の育成・活用

人材・組織の育成・活用として、まちづくりを担う人材・組織の育成、教育機関・民間の人材・ノウハウの活用を、推進します。

施策	担当課
① まちづくりを担う人材・組織の育成	
○地域コミュニティ機能の充実 ・防災・観光などの住民活動と連携しながら、地域コミュニティ機能の充実を図り、誰もが『住みつけられる』まちづくりを進めます。	政策課
○環境美化活動・リサイクル体制の構築 ・増加するごみの不法投棄に対処するため、市民ボランティア、事業者、行政で協働し、環境美化活動を推進します。また、環境推進連合会を中心とした市民主導のリサイクル活動を促進します。	環境課
○新規移住者・就農者のまちづくりへの参加促進 ・まちづくりにおいて、新規移住者・就農者の参加を促進することとし、自治会や消防団等への加入のメリットを創出するとともに、定期的な話し合いや交流ができるような場所づくりに努めます。	政策課
② 教育機関・民間の人材・ノウハウの活用	
○四国学院大学、自衛隊、農業試験場のまちづくりへの参入促進 ・本市の人的資源である四国学院大学、自衛隊、農業試験場は、市と併せてまちづくりの主体的な役割を担うことが望まれます。そこで、こうした主体と連携した協議会等を組織しながら、まちづくりへの参入を促進します。	政策課
○教育機関や企業、NPO 組織との連携 ・財源負担の軽減化、事業の効率化、民間が有するノウハウの活用等を図るため、教育機関や企業、NPO 組織などが有する人材やノウハウを活用したまちづくり手法を、積極的に取り入れます。	政策課 土木都市計画課
○学生が活躍する場の提供 ・まちづくりにおいて、市内の高等学校や大学等との連携をより強化するため、学生が活躍する場の提供について継続して検討します。	政策課



産官学の共創



学生の活動

(3) 地域資源を活用した官民共創のまちづくりの展開

地域資源を活用した官民共創のまちづくりの展開として、地域特性や観光資源の活用、官民共創の景観づくり、新たな資源の発掘を、推進します。

施策	担当課
① 地域特性や観光資源の活用	
○地域特性を活かしたまちづくり ・まちづくりに対する市民意識を醸成し、地域の緑の保全や美しいまちなみの形成など、地域特性を活かしたまちづくりを促進します。	土木都市計画課
○観光資源と一体的なまちづくりの推進 ・人・歴史・文化の交流を促進するため、観光資源と一体的なまちづくりを進め、ホスピタリティの強化と市民の誇りとなる魅力の醸成を図ります。	商工観光課
② 官民共創の景観づくり	
○景観まちづくりの推進 ・文化・コミュニティなどの継承していくべき資源について議論する機運を高め、行動に移すという本来の景観まちづくりを進めていきます。	土木都市計画課
○グリーンインフラを活用した活動の促進 ・市民ガーデンサポーター「花呼(はなこ)さん」の花のまちづくり活動、農村公園の管理、防災や生態系保全の効果を有するグリーンインフラの整備に取り組む団体のサポートや活動の促進を図ります。	農林課 土木都市計画課
○夜間景観の創出 ・市中心部のにぎわい創出に向け、光による魅力あふれる夜間景観を創出するとともに、夜型イベントについての各団体との協議を検討します。	商工観光課
③ 新たな資源の発掘	
○古墳の地域資源としての活用促進 ・王墓山古墳・宮が尾古墳・野田院古墳などの地域資源を利活用するとともに、菊塚古墳の史跡追加指定をめざした発掘調査などを進めます。	生涯学習課
○史跡指定をめざした調査や研究 ・五岳山北側にも大窪寺跡や大窪経塚古墳などの貴重な遺跡が残されており、これらについても史跡指定をめざした調査や研究を進めます。	生涯学習課



花呼さんの活動



夜間景観（大門通り線）

(4) 財源の確保・その他計画の策定

財源の確保・その他計画の策定として、各種事業手法を活用した財源確保、個別計画などの見直し・策定を、推進します。

施策	担当課
① 各種事業手法を活用した財源確保	
○施設管理などにおける民間活力の活用 ・既存施設や新規施設の整備や管理においては、民間活力活用の要否について研究を進めます。	政策課 各施設所管課
○国や県の補助事業など各種制度の動向の把握 ・国や県の補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めます。	全課
② 個別計画などの見直し・策定	
○景観計画の見直し ・それぞれの地区特性に応じた守るべき景観資源について地域住民が主体となって考え、実効的な景観政策が行えるよう、景観計画の見直しを検討します。	土木都市計画課
○緑の基本計画の策定 ・本計画を基本として、「緑の基本計画」の策定を検討します。	土木都市計画課
○地域公共交通計画の策定検討 ・本計画及び立地適正化計画における将来都市構造の実現に向け、拠点間のネットワークを形成する観点から、地域公共交通計画の策定について検討します。	政策課 総務課 土木都市計画課
○公民連携基本方針の策定検討 ・市内の公共施設や空き家、空き地の利活用においては、民間のアイデアを取り入れ、公民が分け隔てなく空間を共創・形成する必要があることから、公民連携基本方針の策定について検討します。	政策課 土木都市計画課



民間活力による賑わい創出が見込める既存施設



施設内に国の補助事業を活用した市役所新庁舎